# トラウマ・センシティブ・マインドフルネス 受講約款

本約款は、Kuu 株式会社(以下、「当社」と表記します。)が第1条に記載の通り提供するサービスに適用される条件を定めたものです。当サービスに申し込みをするもの(以下、「受講者」と表記します。)は、本約款に同意した上で受講の申込みを行ったものとします。

記

#### 第1条(本講座の概要と目的)

1. 当社は、トラウマ・センシティブ・マインドフルネスをベースにして、安全にマインドフルネスを伝えること、実践することを学ぶ目的でコミュニティ運営活動を行います。

# 第2条 (受講料の支払い)

- 1. 受講者は、本講座の受講料として、199,980 円(税抜 181,800 円)を当社に支払うものとします。
- 2. 受講費には以下の内容が含まれます。
  - ビデオ教材(日本語字幕付き)全36本
  - 12 ヶ月間、月1回の全体ミーティング受講費(David 氏参加回も含む)
  - 修了証の発行
  - トラウマ・センシティブ・マインドフルネス・ジャパンのウェブサイトへの 修了者名掲載(希望者のみ)
- 3. 受講者は本契約に対するクーリング・オフの権利を有しません。
- 4. ビデオ教材の提供方法は当社が任意に決定できるものとし、事前の告知内容と変更となることや、運用開始後に当社の判断で変更になることがあります。また、コミュニティ運営に関連し、受講者が電子的に登録または記載した内容について、当社は保管義務を負いません。

# 第3条(修了証の発行)

- 1. 以下の全ての認定要件を満たすことにより、修了証が発行されます。
  - 配布するビデオ教材を全て閲覧すること。(36本)
  - 月例の全体ミーティングに全て参加すること。ただし、欠席の場合は、別途 定める通り、録画視聴または(および)テーマについての掲示板への書き込 みをもって参加に替えることができるものとします。

- 少人数のピアグループへ参加し、グループ内でコミュニケーションを取り、 学びを深めること。
- 最終レポートを提出し、受理されること。
- 2. 受講者は、本条に基づく修了認定および修了証書の発行を受けられないことを理由として損害の賠償、契約の解除、または受講料の免除、減額もしくは返金を求めることはできません。

## 第4条(コミュニティ活動における規定)

- 1. 当サービスにおけるコミュニティ活動においては、次の行為を禁止事項とします
  - 営利・勧誘を伴う行為
  - 公序良俗に反する行為
  - 犯罪に関連する行為
  - その他、会の運営を妨げる又は会に不利益を与える行為

# 第5条(受講をお断りする場合または中途で契約解除をする場合)

- 1. 本講座の開始前後を問わず、受講者が他の受講者および当社に迷惑をかけたり、 申込時の申請内容に虚偽があり受講に適さないと当社が判断した場合、当社は受 講を拒否および中途でサービス提供を中止することができます。
- 2. 前項に基づく受講拒否またはサービス提供中止が行われた場合、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社はこれにより受講者に生じた損害を賠償する 義務を負わず、受講者は受講料の免除、減額、返金をもとめることができません。

#### 第6条(個人情報の取扱い)

- 1. 当社は、受講者から提供を受けた氏名、住所、連絡先その他の個人情報(以下、単に「個人情報」と表記します。)を、本講座の実施目的および、統計分析など受講者個人を特定しない形で行う当社によるマーケティング目的にのみ利用します。
- 2. 当社は個人情報について法令により許容される場合を除き、第三者への開示または漏洩を行わず、これを適切に管理します。

#### 第7条(知的財産の取扱い)

1. David Treleaven 氏または当社が提供する情報(ビデオ教材、ウェビナー等を含む)の著作権やその他知的財産権は、特別な定めのない限り、David Treleaven 氏または当社に帰属するものとし、その承認を得ず、複製や改造をしたり、出版、放送、公衆送信等の方法で使用したりすることは、理由の如何を問わず行えないものとします。

2. 本契約は、David Treleaven 氏、Trauma-Sensitive Mindfulness® (TSM) 、 Trauma-Informed Education, LLC 社、Trauma-Sensitive Mindfulness Japan、International Mindfulness Center Japan 等の名称、ロゴの使用を許諾するものではありません。本契約中または本契約の終了後を問わず、当社が事前に書面により同意した場合を除き、受講者はこれらの名称を営利の目的または当社に損害を与える目的で利用してはなりません。

# 第8条(損害賠償責任)

- 1. 本契約において損害賠償義務を負わないと定められている場合を除き、当社もしくは受講者がその責めに帰すべき事由により本契約で定める義務に違反した場合、または本契約に基づく義務の履行に際して不法行為を行った場合、当社または受講者はそれにより相手方に生じた損害を賠償するものとします。
- 2. 前項に基づき当社が損害賠償義務を負う場合において、当社に故意または重大な 過失がないときは当社が受講者に対して負担する損害賠償額は受講者が支払済み の受講料の額を上限とします。
- 3. 本契約で別段の定めがある場合のほか、当社の義務の不履行が自然災害、伝染病の拡大、その他当社の合理的制御の及ばない事由によるものである場合、当社は 受講者に対して当該損害について賠償責任を負いません。

#### 第9条(準拠法)

1. 本契約は日本法に基づき解釈・適用されます。

# 第10条(紛争解決)

1. 本契約に関連して生じた一切の紛争については長崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。